

【投信調査コラム】

日本版ISAの道 その206

NIPPON
INDIVIDUAL
SAVINGS
ACCOUNT

NISAが範とする英国ISAで起きる
「従来のISAから、ジュニアISAやヘルプ・トゥ・バイISA、
ライフタイムISAへ」の流れ!

商品企画部 松尾 健治

窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

英国ISAを制度の中身や最新の加入者数等マイクロから、NISAと比べながら見る

先週はNISA/少額投資非課税制度が範とする英国ISA/Individual Savings Accounts/個人貯蓄口座を、家計金融資産等マクロから見た(2017年11月27日付日本版ISAの道 その205~URLは後述[参考ホームページ]①参照)。今回は英国ISAを制度の中身や最新の加入者数等マイクロから、NISAと比べながら見る。

英国ISAは、1999年4月から株式型・預金型・保険型で始まったのだが、現在は(1)預金型ISA、(2)株式型ISA、(3)イノベティブ・ファイナンスISA、(4)ライフタイムISAとなっている。特定の利用者層に対して、18歳未満を対象とするジュニアISA、初の住宅購入者を支援するヘルプ・トゥ・バイISAもある。投資先も株式・株式投信のNISAよりはるかに多く、日本では出来ない預金・債券・債券投信・保険、そしてピア・ツー・ピア・ローンもある。



英国の個人貯蓄口座(ISA/Individual Savings Accounts)の概要①

2017年11月30日時点

| 項目 | *日本に無し。 英国の預金型ISA (Cash ISA) | *日本にあり。 英国の株式型ISA (Stocks & Shares ISA) | *日本にあり。 英国のジュニアISA (Junior ISA) |
|-----------|--|---|---|
| 制度を利用可能な者 | 16歳以上の居住者等 | 18歳以上の居住者等 | 18歳未満の英国居住の子ども(名義者) *口座開設は基本、子どもの親権者、資金拠出は子どもの両親や祖父母など誰でも可。 |
| 非課税対象 | 預金・MMF等の利子 | 株式・投信・債券・保険等の利子、配当、譲渡益等 | 株式型…株式・投信・債券・保険等の利子・配当・譲渡益等、預金型…預金・MMF等の利子。 |
| 非課税枠 | 年間2万英ポンド/約300万円を上限 *預金型ISA以外も含めたISA全体。 *累積非課税投資額上限無し。 | 年間2万英ポンド/約300万円を上限。 *株式型ISA以外も含めたISA全体。 *累積非課税投資額上限無し。 | 4128英ポンドを(約63万円)を上限。 *預金型と株式型の合計。 *2018年4月6日以降、4260英ポンド/約65万円に引き上げ。 *累積非課税投資額上限無し。 |
| 投資可能期間 | 恒久 *当初は10年間(2009年まで)、2008年に恒久化。 | | 恒久 |
| 非課税期間 | 無制限 | 無制限 | 無制限 18歳になると自動的にISAへ。 |
| 途中売却 | 自由 *口座からの引き出しで再利用不可(2016年4月6日より、預金型および株式型で保有されている預金は非課税投資枠にカウントせず年内の引き出し・買換え/replace可)、口座内売却で再利用(買換え)可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされない、ファンドや金融機関のスイッチングや移管は可。 | | 18歳になるまで引き出し不可 |
| 口座開設数 | 預金型とそれ以外のISAに各一人一口座 *翌年以降金融機関の変更可。 | 株式型とそれ以外のISAに各一人一口座 *翌年以降金融機関の変更可。 | 株式型と預金型に各一人一口座 |
| 導入時期 | 1999年4月6日 | | 2011年11月1日 |
| 加入者数 | 全ISA口座開設者(All ISA holders)は2,158万人と、18歳以上人口(5,091万人)の42.4%(2015年4月5日時点)。 2016-2017年度は、実際に資金が拠出された預金型ISA口座数が848万口座(16歳以上の人口5,244万人の16.2%)、拠出総額392億英ポンド(約5.4兆円)。預金型ISAの残高2702億英ポンド(約37兆円、ISA全体5852億英ポンド/約81兆円の46%)。 | 2016-2017年度は実際に資金が拠出された株式型ISA口座数が259万口座(18歳以上の人口5,091万人の5.1%)、拠出総額223億英ポンド(約3兆円)。残高は株式型ISAが3149億英ポンド(約44兆円、ISA全体5852億英ポンド/約81兆円の54%)。 | 2016-2017年度は79.4万口座/8.6億英ポンド(約1186億円)の拠出。うち株式型は22.5万口座/3.3億英ポンド(約460億円)の拠出、預金型には56.9万口座/5.3億英ポンド(約726億円)の拠出。残高は2017年4月5日現在、33.4億英ポンド(約4614億円)、うち株式型13.7億英ポンド(約1893億円)、預金型19.7億英ポンド(約2721億円) |

(出所: 英国歳入税関庁、英国財務省等より三菱UFJ国際投信商品企画部が作成)

英国 ISA で起きる「従来の ISA から、ジュニア ISA やヘルプ・トゥ・バイ ISA、ライフタイム ISA へ」の流れ!

英国 ISA の口座数であるが、開設者は、2158 万人と、成人(18 歳以上)人口 5091 万人の 42.4%を占め、多くの国民に普及している(英国歳入税関庁による最新 2014/2015 年度、口座開設したものの資金拠出がない口座も含む～URL は後述[参考ホームページ]②参照)。ただ、実際に資金が拠出された ISA 口座数を見ると、2010/2011 年度の 1525 万口座をピークに減少傾向にあり、最新 2016/2017 年度(2016 年 4 月 6 日から 2017 年 4 月 5 日)は 1107 万口座と ISA 導入年 1999/2000 年度(928 万口座)以来の小ささとなっていた。

一方、増えているのが、2011 年に導入されたジュニア ISA である。実際に資金が拠出された口座数は、導入初年度の 2011/2012 年度に 7.1 万口座だったが、最新 2016/2017 年度で 79.4 万口座と増加傾向にあるのだ。ジュニア ISA の次の ISA として 2015 年に導入されたヘルプ・トゥ・バイ ISA はジュニア ISA よりも増加している。



英国の個人貯蓄口座(ISA/Individual Savings Accounts)の概要②

2017年11月30日時点

| 項目 | * 日本に無し。 英国のイノベティブ・ファイナンスISA (Innovative Finance Isa, IFISA) | * 日本にあり。 英国のライフタイムISA (Lifetime ISA, LISA) | * 日本に無し。 英国のヘルプ・トゥ・バイISA (Help to Buy ISA) |
|-----------|---|---|---|
| 制度を利用可能な者 | 18歳以上の居住者等 | 18歳以上40歳未満の居住者等。 ・初の持ち家購入及び退職に向けての貯蓄・投資に用途限定。 ・住宅価格は45万英ポンド/約6800万円まで。 共同購入可。 | 16歳以上の居住者等。 ・初めての住宅購入の支払いに限る。共同購入可。 ・住宅価格の上限あり(ロンドン45万英ポンド/約6800万円、ロンドン除く英国内で25万英ポンド/約3800万円)。 |
| 非課税対象 | 適格ピア・ツー・ピア・ローン/P2Pレンディング等の利子・譲渡益等 *プラットフォーム各社がウェブで貸し手と借り手を募り、貸し手は格付け等を利用し借り手を分散しながら融資する。 | <預金型・株式型と同じ> 株式、投信、債券、保険、預金、MMF等の利子、配当、譲渡益等 *補助金も含む | <預金型に近い> 預金(cash product)の利子 |
| 非課税枠 | 年間2万英ポンド/約300万円を上限 *イノベティブ・ファイナンスISAだけ、または株式型・預金型との合算。 *累積非課税投資額上限無し。 | 個人の積立は毎年4000英ポンド/約61万円まで(月額上限なし)。積み立てた額の25%相当を英国政府が補助金(bonus/賞与・手当)として支給(年1000英ポンド/約15万円まで)。 *ライフタイムISA以外も含めたISA全体では、年2万英ポンド/約300万円。 | 口座開設月は1200英ポンド/約18万円まで、翌月から月200英ポンド/約3万円まで。 *住宅購入時に貯蓄額(利子含む)の25%相当の補助金が支給(最大3000英ポンド/約46万円)。 *2017/2018課税年度中に限り、ヘルプ・トゥ・バイISA口座の全資産をライフタイムISA口座へ移管可。 |
| 投資可能期間 | 恒久 | 開設後、50歳の誕生日を迎えるまで。 | 口座開設は導入から4年間(2019年11月末)、貯蓄は2029年11月末、補助金申請は2030年12月1日まで。 |
| 非課税期間 | 無制限 | 無制限 | 無制限 |
| 途中売却 | ファンドのスイッチング可。 | 住宅購入の場合、口座開設から1年経過後、自由。60歳以降、目的にかかわらず、全額でも1部でも可。 それ以外で引き出す場合、25%の手数料がかかる。 スイッチング可。 | 自由 *引出しした場合、月の預入上限200英ポンドを超えて再預入れは不可。 |
| 口座開設数 | 各年一口座 | <通常のISAと同じ> 拠出できるのは各年一口座 | 一人一口座(預金型と同一の金融機関で開設要)。 金融機関の変更は可。 |
| 導入時期 | 2016年4月6日 | 2017年4月6日 | 2015年12月1日 |
| 加入者数 | 2016-2017年度は2000口座/1700万英ポンド(約23億円)の拠出。 | 英国ファンドプラットフォーム最大手ハーグリーブス・ランズタウンは導入初日だけで3349件の申込申請、住宅金融組合/Skipton Building Societyでは、提供開始の2017年6月から7月18日までに2.8万人が口座開設。 | 100万人超、貯蓄総額は18億英ポンド/約2678億円(2017年8月19日付財務省)。 2017年6月末までにHelp to Buy Isaを通じ約8万戸が購入、補助金支給数約11万件。 |

(出所: 英国歳入税関庁、英国財務省等より三菱UFJ国際投信商品企画部が作成)

初の住宅購入を支援する補助金つきISAのヘルプ・トゥ・バイISAは、2015年12月1日の導入から1年半強で、口座開設者は100万人を突破、「**最高のスタートを切った/the product was off to a successful start**」(2017年8月19日付英FT紙～URLは後述[参考ホームページ]③参照)とされている。

日本の「つみたてNISA」にも似るライフタイムISAは18歳～39歳を対象に初の住宅購入・退職に向けて積み立て貯蓄をすると、貯蓄額の25%の補助金を含めISAによる非課税を享受出来る。2017年4月6日に導入されたばかりだが、英国ファンドプラットフォーム最大手ハーグリーブス・ランズタウンは、ライフタイムISA対象商品に投信(ETF含む)および株式等を提供しており、導入初日だけで3349件の申込申請があったと言う(2017年4月10日付英テレグラフ紙～URLは後述[参考ホームページ]④参照)。また、預金型のライフタイムISA対象商品を提供する住宅金融組合/Skipton Building Societyでは、2017年6月提供開始から7月18日までに2.8万人が口座開設、うち30歳未満が51%と若年層の人気の高かったことを報じていた(2017年8月16日付FT紙～URLは後述[参考ホームページ]⑤参照)。

英国は日本の人口の半分でISA株式型の残高が日本の約7倍!



残高や加入者数を日本と比較しながら見る。英国ISAは1999年から導入されており、2008年からISAの前身であるPEP(Personal Equity Plan、個人持株制度、1987年～)を吸収しており、加えて1991年～1999年に開設されたTESSA(Tax-Exempt Savings Account、免税特別貯蓄口座)も吸収している。2017年4月5日時点のISA全体の残高は、5852億英ポンド/約81兆円と過去最大だった。

この内、日本のNISAに相当する株式型が3149億英ポンド(約44兆円)と過去最大で、ISA全体の54%と過半を占めている。日本のNISAの2016年末の残高が6兆3360億円なので、日本の約7倍である。(日本のNISAにはない預金型は2702億英ポンド(約37兆円)で46%となっている。一方、ジュニアISAの残高は2017年4月5日時点で、33億3900万英ポンド(約4614億円)、この内、日本のジュニアNISAに相当する株式型(13億7000万英ポンド/約1893億円)が41%を占め、預金型は19億6900万英ポンド(約2721億円)は59%だった。ISAでは株式型が預金型を上回るが、英国のジュニアISAでは預金型が株式型より多い。

英国のISA(Individual Savings Accounts/個人貯蓄口座)と日本のNISA(少額投資非課税制度)

*英国は基本的に株式型ISAと預金型ISAの合計、日本は一般NISAの場合でいずれもジュニア版除く。

2017年11月30日

| 項目 |  英国のISA |  日本のNISA |
|----------------------------|--|--|
| 導入時期 | 1999年4月 | 2014年1月 |
| 残高 | 5852億英ポンド/約81兆円 うち株式型が3149億英ポンド/約44兆円 (2017年4月5日時点) | 6兆3360億円 (2016年12月末時点) |
| 加入者数 | 2158万人 (2015年4月5日時点) | 1090万人 (2017年6月末時点) |
| 対象者数 | 5091万人(18歳以上) | 1億510万人(20歳以上) |
| 普及率 (対象者に占める 加入者の割合) | 42% | 10% |

(出所: 英国歳入税関庁、英国財務省、日本の金融庁、日本証券業協会、総務省等より三菱UFJ国際投信商品企画部が作成)

英国 ISA の非課税枠は年 300 万円と日本(120 万円)の約 2.5 倍!!

2017 年 11 月 22 日、英国のハモンド財務相が議会で演説した 2018 年度予算案で、英国 ISA に関して、「2018-2019 年度は、ジュニア ISA の年間拠出額の上限はインフレ率に連動して 4260 英ポンド/約 65 万円に引き上げ、ISA の年間拠出額の上限は 2 万英ポンド/約 300 万円に据え置き。」としていた(URL は後述[参考ホームページ]⑥参照)。また、予算案には初の住宅購入者を対象とする印紙税撤廃も盛り込まれており、ヘルプ・トゥ・バイ ISA やライフタイム ISA と合わせて、住宅購入者の支援材料となるだろう。英国 ISA の非課税枠年 2 万英ポンド/約 300 万円だが、日本の一般 NISA が年 120 万円なので、日本の約 2.5 倍もある(英国は株式型 ISA、預金型 ISA、イノベーティブ・ファイナンス ISA、ライフタイム ISA の合算)。日本でも今後、英国 ISA の様に、恒久化や口座内売却代金・分配金の再投資を可能にする事はもちろん、非課税枠拡大、そして、英国 ISA の様に新しい魅力の高い NISA が誕生する事を期待している。



日本のNISA(少額投資非課税制度)の概要②

2017年11月30日時点

| 項目 | 一般NISA | つみたてNISA | ジュニアNISA |
|-----------|---|---|--|
| 制度を利用可能な者 | 20歳以上の居住者等 | 20歳以上の居住者等 | 20歳未満の日本居住者など(名義者) *1月1日において20歳未満およびその年に出生した者。 *祖父母や両親等(親権者等)が孫や子どもの代理で運用。 |
| 非課税対象 | 上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 | 長期・積立・分散投資に適した一定の要件を満たす公募等株式投資信託の配当・譲渡益 | 上場株式・公募株式投信等の配当等・譲渡益 |
| 非課税枠 | 年120万円 ロールオーバーも可能 *累積非課税投資額600万円 *非課税期間終了時点で利益が出ていて翌年の非課税枠に移す場合は全額移管可(2019年より) | 年40万円 *定期・定額買付け(積立投資)に限定 *累積非課税投資額800万円 | 年80万円 *累積非課税投資額上限400万円。 |
| 投資可能期間 | 10年間(2014年～2023年) | 20年間(2018年～2037年) | *口座開設申込は2016年1月1日から、投資は同年4月1日から(2017年以降はいずれも1月1日から)。 |
| 非課税期間 | 投資した年から最長5年間 | 投資した年から最長20年間 | 投資した年から最長5年間 *子どもの年齢により、非課税管理勘定または継続管理勘定に移管して長期も可(1月1日において20歳である年の前年12月31日まで)。 *20歳でむかえた1月1日以後は(成人)NISAへ移管可。 |
| 途中売却 | 自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドのスイッチング不可。 | 自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドのスイッチング不可。 | 原則、18歳になるまで引き出し不可 *3月31日において18歳である年の前年12月31日まで。 *途中で引き出す場合は過去の利益に対して課税。 |
| 口座開設数 | 一人一口座、つみたてNISAとの選択制 年単位で金融機関の変更可(2015年1月から) | 一人一口座、一般NISAとの選択制 年単位で金融機関の変更可 | 一人一口座、金融機関の変更不可 |
| 導入時期 | 2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入) | 2018年1月予定 | 2016年1月1日からの申込で同年4月1日から |
| 加入者数 | 1090万人/20歳以上人口1億510万人の10%(2017年6月末時点) 残高は6兆3360億円(2016年12月末時点) | — | 22万6626人/0歳から19歳人口約2166万人の約1%(2017年6月末時点)。 |

(出所: 金融庁等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

以上

[参考ホームページ]

- ①2017年11月27日付日本版ISAの道 その205「NISAが範とする英国ISAは過去最大81兆円まで拡大! 英国家計金融資産は間接保有を含めると株式・投信比率41%と日本の倍!! 投信はクリーン・シェアが拡大!!!」…
「 https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_171127.pdf 」、
- ②2017年8月31日付英国関税歳入庁公表「Individual Savings Account(ISA) Statistics」
…「 <https://www.gov.uk/government/statistics/individual-savings-account-statistics> 」、2012年11月付日本証券業協会「英国のISA (Individual Savings Account)の実施状況等について～英国のISAの実態調査報告～」…
「 <http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/gyouhou/12/1211/isatyouhokoku2.pdf> 」、英国の人口…「 <https://www.ons.gov.uk/> 」、
- ③2017年8月19日付英FT紙「More than 1m UK renters open Help to Buy Isas to secure first home」…
「 <https://www.ft.com/content/ab4a309a-8413-11e7-94e2-c5b903247afd> 」、2017年8月19日付財務省…「 <https://www.gov.uk/government/news/help-to-buy-supports-over-320000-people-in-buying-their-own-home> 」、
- ④2017年4月10日付英テレグラフ紙「Why I'm Not Investing in the New Lifetime Isa - Yet?」…
「 <http://www.telegraph.co.uk/investing/isas/not-investing-new-lifetime-isa-yet/> 」、
- ⑤2017年8月16日付FT紙「FA - Product Adviser - Skipton BS unveils new range of fixed-rate bonds and Isas」…「 <https://www.ftadviser.com/pensions/2017/08/16/fa-product-adviser-skipton-bs-unveils-new-range-of-fixed-rate-bonds-and-isas/> 」、
- ⑥2017年11月22日付英国政府「Autumn Budget 2017」
…「 <https://www.gov.uk/government/speeches/autumn-budget-2017-philip-hammonds-speech> 」。

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー…「 <https://www.am-mufg.jp/market/report/investigate.html> 」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。